

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条第2項の規定に基づき、任意協議会の委員（規約第5条第1項第1号に掲げる委員を除く。）及び監事並びに大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬は、日額5,000円とする。

(費用弁償)

第3条 委員等が任意協議会又は検討委員会の会議に出席したときは、バス運賃に相当する額を費用弁償として支給する。

2 委員等がその職務を行うために旅行したときは、会長の属する市又は町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法は、任意協議会の会長の属する市又は町の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年7月14日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、法定協議会を設置した日に、その効力を失う。